

第4回浦河町教育委員会会議（定例会）議案

日 時 令和2年3月26日(木)
午後3時00分より
場 所 教育長室

1 会議録署名委員指名の件

2 行政報告

別 紙

3 議 案

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 議案第5号 | 浦河町立学校管理規則の一部を改正する規則制定の件 |
| 議案第6号 | 浦河町立学校学校評議員設置要綱を廃止する訓令制定の件 |
| 議案第7号 | 浦河町学校運営協議会規則制定の件 |
| 議案第8号 | 浦河町英語検定等助成金交付要綱制定の件 |
| 議案第9号 | 浦河町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件 |
| 議案第10号 | 浦河町教育委員会事務局職員の任免について |

教育行政報告

自：令和2年3月6日

浦河町教育委員会

至：令和2年3月26日

月	日	事 項
3	13	町内全中学校卒業式
	17	浦河高等学校支援推進協議会（於：浦河高等学校）
	19	堺町小学校・浦河東部小学校・荻伏小学校卒業式
	20	浦河町立図書館・乗馬公園・伏木田光夫美術館 条件付きで開館
		FSC・堺町体育館・勤労者体育センター・弓道場・生涯学習センター・郷土博物館・ふれあい会館・青少年ホーム臨時休業延長（31日まで）
		基幹集落センター堺町会館臨時休業延長（31日まで） ※免許講習・葬儀・法要等のみ条件付きで開館
	23	浦河小学校卒業式

行事予定

令和2年

3月

3月

27	金			
28	土			
29	日			
30	月			
31	火			

令和2年

4月

4月

1	水	特別支援教育支援員・日本語支援員研修会	8:30	役場
2	木			
3	金	教職員辞令交付式	16:00	文化会館
4	土			
5	日			
6	月			
7	火	全小中学校始業式・全中学校、浦河小学校、浦河東部小学校、荻伏小学校入学式		各学校
8	水	堺町小学校入学式、浦河高等学校入学式		各学校
9	木			
10	金	第1回日高管内教育委員会教育長会議	13:00	文化会館
		日高管内公立小・中学校長会議	14:30	文化会館
11	土			
12	日			
13	月			
14	火	日高管内公立小・中学校教頭等会議	9:30	文化会館
15	水			
16	木			
17	金			
18	土	五月人形展(5/10まで)	10:00	文化会館
19	日			
20	月			
21	火			
22	水			
23	木			
24	金			
25	土			
26	日	文化財少年団「博物館クラブ」入団式	10:00	文化会館
27	月			
28	火			
29	水	祝日開館（昭和の日）	10:00	図書館
30	木			

議案第 5 号

浦河町立学校管理規則の一部を改正する規則制定の件

浦河町立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 2 6 日提出

浦河町教育委員会教育長 浅 野 浩 嗣

浦河町立学校管理規則の一部を改正する規則

第1条 浦河町立学校管理規則（昭和45年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第12条の2を第12条とし、第12条の3を第12条の2とする。

第12条の4中「第12条の2第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第12条の3とする。

第2条 浦河町立学校管理規則（昭和45年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第45条を第48条とし、第44条を第47条とし、第43条の2を第46条とする。

第37条から第43条までを2条ずつ繰り下げる。

第36条中「第34条の第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第38条とする。

第35条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第15条の2を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務の上限）

第16条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における所定の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務

を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則中第1条の規定は令和2年3月31日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(説 明)

1. 第1条関係

(1) 改正内容

浦河町学校運営協議会規則施行に伴い、浦河町での学校評議員制度を廃止するため、関係条項の整理を行うものです。

(2) 施行期日

令和2年3月31日

2. 第2条関係

(1) 改正内容

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正に伴い、教育職員の時間外勤務時間の上限を新設するものです。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

浦河町立学校管理規則（昭和45年教育委員会規則第2号）
の一部を改正する規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>(学校評議員)</u></p> <p><u>第12条</u> 学校に、学校評議員を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p><u>3</u> 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。</p>
<p>(学校評価)</p> <p><u>第12条</u> 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の評価を行うに当たっては、当該学校の実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p>	<p>(学校評価)</p> <p><u>第12条の2</u> 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の評価を行うに当たっては、当該学校の実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p>
<p>(情報提供)</p> <p><u>第12条の2</u> 学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者、その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するように努めるものとする。</p>	<p>(情報提供)</p> <p><u>第12条の3</u> 学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者、その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するように努めるものとする。</p>
<p>(報告)</p> <p><u>第12条の3</u> 学校は、<u>第12条第1項</u>の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合は、その結果を委員会に報告するものとする。</p>	<p>(報告)</p> <p><u>第12条の4</u> 学校は、<u>第12条の2第1項</u>の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合は、その結果を委員会に報告するものとする。</p>

浦河町立学校管理規則（昭和45年教育委員会規則第2号）

の一部を改正する規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(時間外勤務等) 第15条 (略)</p>	<p>(時間外勤務等) 第15条 (略)</p>
<p>(時間外勤務の上限) 第16条 教育委員会は、<u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</u> <u>(1) 1箇月について45時間</u> <u>(2) 1年について360時間</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</u> <u>(1) 1箇月について100時間未満</u> <u>(2) 1年について720時間</u> <u>(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間</u> <u>(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6</u></p>	

改正案	現行
<p>簡月</p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</u></p> <p>(休日の代休日) 第17条 (略)</p> <p>(休暇) 第18条 (略)</p> <p>(有給欠勤) 第19条 (略)</p> <p>(サービスの宣誓) 第20条 (略)</p> <p>(職務専念義務の免除) 第21条 (略)</p> <p>(営利企業への従事等) 第22条 (略)</p> <p>(教育に関する兼職等) 第23条 (略)</p> <p>(赴任) 第24条 (略)</p> <p>(校長の事務引継ぎ) 第25条 (略)</p> <p>(旅行命令) 第26条 (略)</p> <p>(宿直及び日直) 第27条 (略)</p> <p>(夜警) 第28条 (略)</p> <p>(氏名変更等の届出) 第29条 (略)</p>	<p>(休日の代休日) 第15条の2 (略)</p> <p>(休暇) 第16条 (略)</p> <p>(有給欠勤) 第17条 (略)</p> <p>(サービスの宣誓) 第18条 (略)</p> <p>(職務専念義務の免除) 第19条 (略)</p> <p>(営利企業への従事等) 第20条 (略)</p> <p>(教育に関する兼職等) 第21条 (略)</p> <p>(赴任) 第22条 (略)</p> <p>(校長の事務引継ぎ) 第23条 (略)</p> <p>(旅行命令) 第24条 (略)</p> <p>(宿直及び日直) 第25条 (略)</p> <p>(夜警) 第26条 (略)</p> <p>(氏名変更等の届出) 第27条 (略)</p>

改正案	現 行
(職員についての報告) 第30条 (略)	(職員についての報告) 第28条 (略)
(学校施設の防火等) 第31条 (略)	(学校施設の防火等) 第29条 (略)
(学校施設についての報告) 第32条 (略)	(学校施設についての報告) 第30条 (略)
(学校施設の利用) 第33条 (略)	(学校施設の利用) 第31条 (略)
(学年) 第34条 (略)	(学年) 第32条 (略)
(学期) 第35条 (略)	(学期) 第33条 (略)
(休業日) 第36条 (略)	(休業日) 第34条 (略)
(臨業休業) 第37条 (略)	(臨業休業) 第35条 (略)
(休業日等の報告) 第38条 校長は、 <u>第36条第2項</u> の規定により休業日の期日又は期間を定めるときは、教育長に届け出なければならない。 2 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わないときは、速やかに教育長に報告しなければならない。	(休業日等の報告) 第36条 校長は、 <u>第34条第2項</u> の規定により休業日の期日又は期間を定めるときは、教育長に届け出なければならない。 2 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わないときは、速やかに教育長に報告しなければならない。
(教育課程の届出) 第39条 (略)	(教育課程の届出) 第37条 (略)
(教科書等の採択) 第40条 (略)	(教科書等の採択) 第38条 (略)
(準教科書等の採択) 第41条 (略)	(準教科書等の採択) 第39条 (略)
(準教科書の届出) 第42条 (略)	(準教科書の届出) 第40条 (略)

改正案	現 行
(教材の届出) 第43条 (略)	(教材の届出) 第41条 (略)
(表簿) 第44条 (略)	(表簿) 第42条 (略)
(児童、生徒についての報告) 第45条 (略)	(児童、生徒についての報告) 第43条 (略)
(出席停止) 第46条 (略)	(出席停止) 第43条の2 (略)
(教育長への委任) 第47条 (略)	(教育長への委任) 第44条 (略)
(内部規程) 第48条 (略)	(内部規程) 第45条 (略)

議案第6号

浦河町立学校学校評議員設置要綱を廃止する訓令制定の件

浦河町立学校学校評議員設置要綱を廃止する訓令を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月26日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

浦河町立学校学校評議員設置要綱を廃止する訓令

浦河町立学校学校評議員設置要綱（平成15年教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年3月31日から施行する。

（説 明）

浦河町学校運営協議会規則施行に伴い、浦河町での学校評議員制度を廃止するものです。

○浦河町立学校学校評議員設置要綱(平成15年教育委員会訓令第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、浦河町立学校管理規則(昭和45年教育委員会規則第2号)第12条第1項の規定に基づき、浦河町立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)の学校評議員の設置及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校の教育目標及び計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方その他、校長が行う学校運営に関し、一人一人がそれぞれの責任において、校長に対し意見を述べるものとする。

(人数)

第3条 学校に置く学校評議員の数は、3名以上5名以内とする。

(推薦)

第4条 校長は、学校評議員の推薦をしようとするときは、推薦書(別記第1号様式)を提出する。

2 校長は、前項の推薦をしようとするときは、あらかじめ承諾書(別記第2号様式)により本人の承諾を得なければならない。

(委嘱)

第5条 教育委員会は、校長から推薦のあった者に学校評議員を委嘱することが適当と認めるときは、当該推薦のあった者に対し、委嘱状(別記第3号様式)を交付する。

(任期)

第6条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認めた場合には、任期満了前に学校評議員の委嘱を解くことができる。

3 学校評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

4 学校評議員は、再任することができる。

(会議)

第7条 校長は、必要に応じて、学校評議員による会議を招集し、これを主宰する。

(庶務)

第8条 校長は、学校評議員の活動に係る庶務を当該学校の教職員に補佐させることができる。

(守秘義務)

第9条 学校評議員は、その役割を遂行上で知り得た秘密を漏らしてはならない。学校評議員の職を退いた後も同様とする。

(報償)

第10条 学校評議員に対する報酬は、予算の範囲内において別に定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日教委訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

議案第7号

浦河町学校運営協議会規則制定の件

浦河町学校運営協議会規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月26日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

浦河町学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、浦河町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (6) その他校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が道費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 各協議会の委員は20名内とし、各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、部会を設置する場合、その他教育委員会が特に必要と認める場合は、会長と協議の上、委員の人数を変更することができる。

- (1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (2) 対象学校の所在する地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 学識経験者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
 - 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
 - 4 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第11条 委員の報酬については、毎年度予算をもって定める。

- 2 委員の費用弁償については、非常勤特別職の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第2号)第2条の規定に基づき支給する。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員を会長又は副会長に選出することはできない。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、校長と協議のうえ、委員以外の第3者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。会長は、傍聴人が指示に従わないときは、退場させることができる。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営に必要な事項等)

第18条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

(事務局)

第19条 協議会の事務は、教育委員会及び対象学校において処理する。

(連絡協議会)

第20条 第2条に掲げる取組みを推進するため、複数の協議会で構成する浦河町学校運営協議会連絡会を置くことができる。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6（令和2年4月から第47条の5）に規定する学校運営協議会を設置するために必要な事項を定めるものです。

学校運営協議会を設置した学校…「コミュニティ・スクール」

- | | |
|------------|---|
| 第1条及び第2条関係 | 目的、趣旨規定 |
| 第3条関係 | 学校運営協議会（以下「協議会」という。）を構成する学校の設定基準と教育委員会の学校への通知規定 |
| 第4条及び第5条関係 | 協議会の3つの機能を規定
①校長が作成する学校運営の基本方針の承認（第4条）
②学校運営に関して教育委員会又は校長に意見を述べるができる。（第5条第1項）
③教職員の任用に関して、学校長の意見を聴取してから教育委員会を経由して任命権者に意見を述べるができる。（第5条第2項、第5条第3項） |
| 第6条関係 | 学校の運営状況評価についての規定 |
| 第7条関係 | 地域住民、保護者等との協力促進についての努力義務規定 |
| 第8条関係 | 委員の任命に関する規定
委員の身分は非常勤特別職の地方公務員 |
| 第9条関係 | 任期中と終了後も秘密上知りうる情報を秘密とする義務規定
委員の行為制限に関する規定 |
| 第10条関係 | 委員の任期に関する規定 |
| 第11条関係 | 委員の報酬、費用弁償の支給に関する規定 |
| 第12条関係 | 会長、副会長の選出方法と職務に関する規定 |
| 第13条関係 | 協議会招集、会議の成立、議事の決定に関する規定 |
| 第14条関係 | 協議会の公開に関する規定 |

第15条関係	委員の研修に関する規定
第16条関係	協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合の教育委員会の措置規定 教育委員会と校長の情報提供の努力義務規定
第17条関係	委員の解任に関する規定
第18条関係	協議会の運営に必要な事項についての規定
第19条関係	教育委員会及び対象学校を事務局とする規定
第20条関係	協議会相互の情報・意見交換等を行う連絡協議会を必要に応じて設置する規定
第21条関係	教育長への委任規定
施行期日	令和2年4月1日

議案第8号

浦河町英語検定等助成金交付要綱制定の件

浦河町英語検定等助成金交付要綱を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月26日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

浦河町英語検定等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定が実施する実用英語技能検定及び公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定(以下「英検等」という。)の受験機会の拡大を目指し、もって児童生徒の英語力、漢字能力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、英検等を受験する児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内において浦河町英語検定等助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、町立小中学校に在学する児童生徒であって英検等を受験した者の保護者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、当該児童生徒が英検等の受験した検定料の額とする。

(助成金の交付申請等)

第4条 助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、浦河町英語検定等助成金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、英検等の試験日の属する年度内に速やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 前2項に規定する申請は、保護者の委任があれば児童生徒が在籍する学校の学校長が代理して当該学校分を一括して行うことができる。この場合においては、前項の申請書に浦河町英語検定等助成金申請について(様式第2号)を添付しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 教育長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに審査し、浦河町英語検定等助成金決定通知書(様式第3号)により申請者又は学校長に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

浦河町教育長 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

印

浦河町英語検定等助成金交付申請書

浦河町英語検定等助成金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付について次のとおり申請します。

1 児童生徒名	
2 学校名	浦河町立 小学校・中学校
3 学年等	年 組
4 助成事業の目的	英語検定 ・ 漢字検定
5 検定の級及び検定料	級 円
6 振込先	
金融機関	銀行・信用金庫・ 本店・支店
口座番号	普通・当座()
フリガナ 口座名義	

委 任 状

私は、浦河町英語検定等助成金について、浦河町英語検定等助成交付要綱に基づ

く交付申請に係る一切の権限を

学校 学校長

に委任します。

年 月 日

住所

氏名

印

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

浦河町教育長 様

学校名

学校長



浦河町英語検定等助成金交付申請について

次の表に掲げる者の英語検定等助成金を浦河町英語検定等助成金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、申請いたします。

	保護者名 (児童生徒名)	学年・組	検定種別	検定級	検定料
1	()	年 組	英検・漢検	級	円
2	()	年 組	英検・漢検	級	円
3	()	年 組	英検・漢検	級	円
4	()	年 組	英検・漢検	級	円
5	()	年 組	英検・漢検	級	円
6	()	年 組	英検・漢検	級	円
7	()	年 組	英検・漢検	級	円
8	()	年 組	英検・漢検	級	円
9	()	年 組	英検・漢検	級	円
10	()	年 組	英検・漢検	級	円

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

浦河町教育長

印

浦河町英語検定等助成金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浦河町英語検定等助成金について、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 承認 ・ 却下
（却下の理由）
- 2 交付額

円

(説明)

浦河町英語検定等助成金制度について

(1) 目的

当該検定の受検機会の拡大を目指し、もって児童生徒の学習意欲を高め、「英語力」・「漢字力」を習得し学力向上につなげるため。

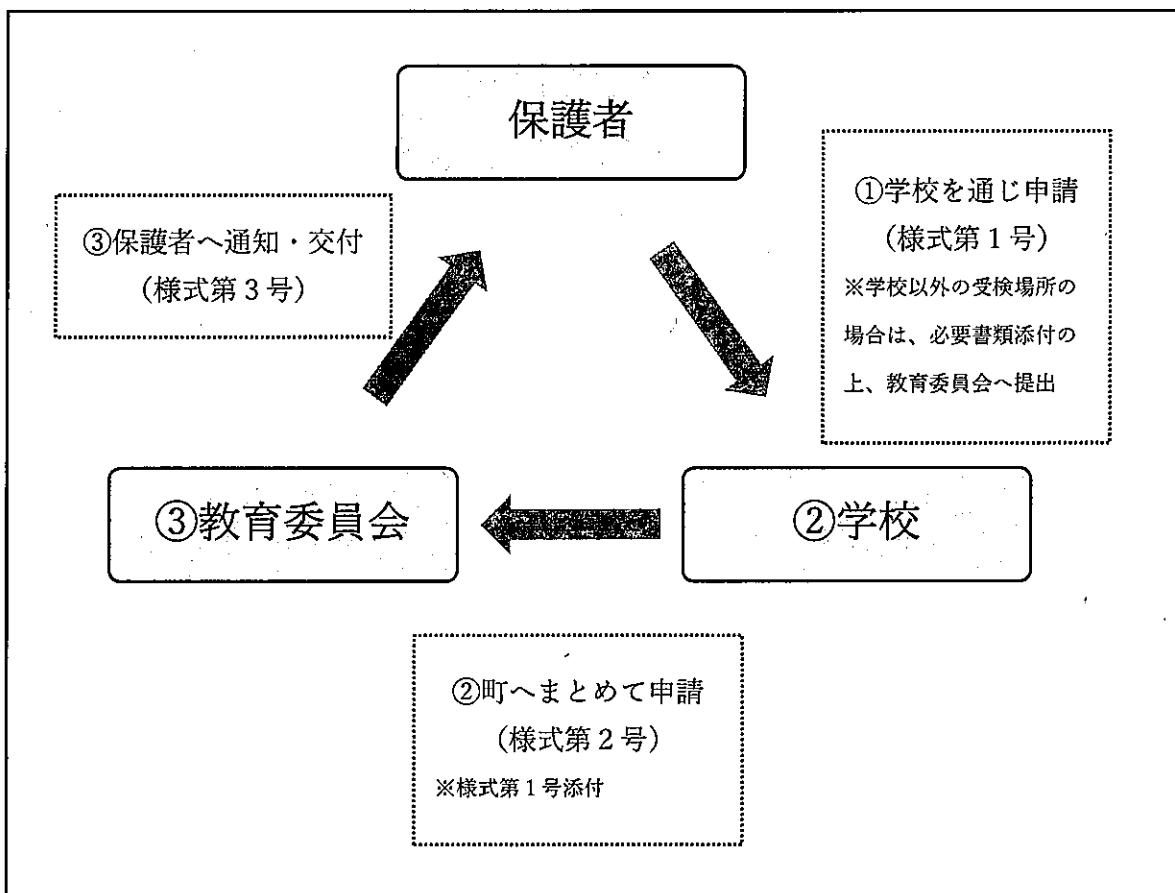
(2) 対象とする検定

- ① 実用英語技能検定 (公益財団法人日本英語検定)
- ② 日本漢字能力検定 (公益財団法人日本漢字能力検定協会)

(3) 対象者及び対象額

- ① 対象者…町内の小学生及び中学生
- ② 対象額…各々の受検検定料額 (全額)

(4) 申請から交付までの流れ



議案第9号

浦河町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件

浦河町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月26日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

浦河町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

浦河町教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「青少年対策係」を削り、「乗馬普及係」の次に「合宿誘致推進室 合宿誘致推進係」を加える。

第2条の表中

社会教育課	社会教育係	1 社会教育計画の立案に関する事 2 教室、講座等の学習機会の提供に関する事 3 社会教育関係団体の指導と助言に関する事 4 社会教育に係る指導者の育成及び研修に関する事 5 学習情報の収集及び提供に関する事 6 学習相談に関する事 7 社会教育委員に関する事 8 生涯学習に係る行政全体の連絡調整に関する事 9 生涯学習センターに関する事 10 国際交流に関する事 11 その他社会教育に関する事
	青少年対策係	1 青少年問題についての総合施策の企画立案に関する事 2 青少年の健全育成及び非行防止対策に関する事 3 非行青少年の補導、相談、措置等に関する事 4 関係団体との連絡調整に関する事 5 青少年の調査及び統計に関する事 6 勤労青少年ホームに関する事 7 勤労者体育センターに関する事 8 その他青少年に関する事
	文化振興係	1 芸術・文化鑑賞事業、講演会及び展示会に関する事 2 生活文化の振興に関する事 3 文化団体の指導育成に関する事 4 文化振興に関する情報の提供及び調査研究に関する事 5 その他各種文化事業の推進に関する事
	会館管理係	1 総合文化会館に関する事 2 ふれあい会館に関する事 3 児童館・放課後児童ひろばに関する事
スポーツ振興室	体育係	1 体育、スポーツ及びレクリエーションの普及、振興に関する事 2 体育施設の管理運営に関する事 3 体育指導委員等に関する事 4 体育団体に関する事 5 体育の調査研究及び統計に関する事 6 体育関係諸行事及び研修会等に関する事 7 スポーツ傷害保険に関する事 8 体力づくり運動に関する事 9 その他社会体育に関する事
	乗馬普及係	1 乗馬の普及に関する事 2 乗馬技術習得のための研修に関する事

		3 乗馬関係団体の育成助長に関する事 4 町有馬の飼育管理に関する事 5 乗馬公園の管理、運営に関する事。
--	--	---

」を

社会教育課	社会教育係	1 社会教育計画の立案に関する事。 2 教室、講座等の学習機会の提供に関する事。 3 社会教育関係団体の指導と助言に関する事。 4 社会教育に係る指導者の育成及び研修に関する事。 5 学習情報の収集及び提供に関する事。 6 学習相談に関する事。 7 社会教育委員に関する事。 8 生涯学習に係る行政全体の連絡調整に関する事。 9 生涯学習センターに関する事。 10 国際交流に関する事。 11 青少年問題についての総合施策の企画立案に関する事。 12 青少年の健全育成及び非行防止対策に関する事。 13 非行青少年の補導、相談、措置等に関する事。 14 関係団体との連絡調整に関する事。 15 青少年の調査及び統計に関する事。 16 勤労青少年ホームに関する事。 17 勤労者体育センターに関する事。 18 その他社会教育及び青少年に関する事。
	文化振興係	1 芸術・文化鑑賞事業、講演会及び展示会に関する事。 2 生活文化の振興に関する事。 3 文化団体の指導育成に関する事。 4 文化振興に関する情報の提供及び調査研究に関する事。 5 その他各種文化事業の推進に関する事。
	会館管理係	1 総合文化会館に関する事。 2 ふれあい会館に関する事。
	スポーツ振興室	体育係 1 体育、スポーツ及びレクリエーションの普及、振興に関する事。 2 体育施設の管理運営に関する事。 3 体育指導委員等に関する事。 4 体育団体に関する事。 5 体育の調査研究及び統計に関する事。 6 体育関係諸行事及び研修会等に関する事。 7 スポーツ傷害保険に関する事。 8 体力づくり運動に関する事。 9 その他社会体育に関する事。 乗馬普及係 1 乗馬の普及に関する事。 2 乗馬技術習得のための研修に関する事。 3 乗馬関係団体の育成助長に関する事。 4 町有馬の飼育管理に関する事。 5 乗馬公園の管理、運営に関する事。
合宿誘致推進室	合宿誘致推進係	1 文化・スポーツ合宿の誘致に関する事。 2 その他文化・スポーツ合宿に関する事。

」

に改める。

第3条中「事務吏員及び技術職員」を「職員」に改め、同条第2項の表中

「

技師	上司の命を受け、専門的な事務に従事する。
----	----------------------

」を

「

技師	上司の命を受け、専門的な事務に従事する。
児童生徒 相談員	上司の命を受け、相談業務、スクールソーシャルワーク、スクールカウンセリングに従事する。

」に改める。

附 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。

(説 明)

令和2年4月1日からの教育委員会の事務局組織の名称等の改廃・文言整理を行うものです。

1. 第1条関係

- ・青少年対策係の廃止、合宿誘致推進室・合宿誘致推進係の新設

2. 第2条関係

- ①社会教育係に青少年対策に関する業務を統合
- ②会館管理係の業務の文言整理
- ③合宿誘致推進室・合宿誘致推進係の新設

3. 第3条関係

- ①職名の文言整理（地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号に基づく改正）
- ②「児童生徒相談員」の新設

4. 施行期日

- ・令和2年4月1日

浦河町教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第2号）の一部を
改正する規則新旧対照表

改正案		現 行	
<p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)の規定により教育委員会の事務局に次の課、室及び係を置く。</p> <p>(1) 管理課 総務係 学校教育係</p> <p>(2) 社会教育課 社会教育係 _____ 文化振興係 会館管理係 スポーツ振興室 体育係 乗馬普及係 合宿誘致推進室 合宿誘致推進係</p> <p>2 教育委員会の所管に属する教育機関は、次のとおりとする。</p> <p>浦河町立図書館、浦河町立郷土博物館、浦河町学校給食センター</p> <p>第2条 係の分掌事務は、次のとおりとする。</p>		<p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)の規定により教育委員会の事務局に次の課、室及び係を置く。</p> <p>(1) 管理課 総務係 学校教育係</p> <p>(2) 社会教育課 社会教育係 <u>青少年対策係</u> 文化振興係 会館管理係 スポーツ振興室 体育係 乗馬普及係</p> <p>2 教育委員会の所管に属する教育機関は、次のとおりとする。</p> <p>浦河町立図書館、浦河町立郷土博物館、浦河町学校給食センター</p> <p>第2条 係の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	
課	室	係	分掌事務
管理課		総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議に関する事。 2 事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。 3 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関する事。 4 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関する事。 5 学校の設置管理及び廃止に関する事。 6 教育財産の取得管理及び処分に関する事。 7 教具、校具その他の設備の整備に関する事。 8 教育委員会規則の制定又は改廃に関する事。 9 教育の調査及び統計に関する事。 10 公印の管理及び公文書類の保管その他文書に関する事。 11 道教育委員会その他の教育委員会及び事務局の各係との連絡調整に関する事。 12 総合教育会議に関する事。 13 基幹集落センター堺町会館に関する事。 14 その他他の係に属さない事。
		学校教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校の職員の任免その他の人事に関する事。 2 教科用図書採択に関する事。 3 学校の組織、編制及び教育課程に関する事。
管理課		総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議に関する事。 2 事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。 3 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関する事。 4 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関する事。 5 学校の設置管理及び廃止に関する事。 6 教育財産の取得管理及び処分に関する事。 7 教具、校具その他の設備の整備に関する事。 8 教育委員会規則の制定又は改廃に関する事。 9 教育の調査及び統計に関する事。 10 公印の管理及び公文書類の保管その他文書に関する事。 11 道教育委員会その他の教育委員会及び事務局の各係との連絡調整に関する事。 12 総合教育会議に関する事。 13 基幹集落センター堺町会館に関する事。 14 その他他の係に属さない事。
		学校教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校の職員の任免その他の人事に関する事。 2 教科用図書採択に関する事。 3 学校の組織、編制及び教育課程に関する事。

改正案			現行		
		4 学校の職員並びに児童生徒の保健衛生、福利及び厚生に関すること。 5 学校給食に関すること。 6 児童生徒の就学に関すること。 7 学校図書館に関すること。 8 その他学校教育に関すること。 9 教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。 10 校長、教頭及び教員の研修に関すること。 11 教科内容及びその他の取扱いに関すること。 12 学校教育関係機関及び団体との連絡調整に関すること。			4 学校の職員並びに児童生徒の保健衛生、福利及び厚生に関すること。 5 学校給食に関すること。 6 児童生徒の就学に関すること。 7 学校図書館に関すること。 8 その他学校教育に関すること。 9 教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。 10 校長、教頭及び教員の研修に関すること。 11 教科内容及びその他の取扱いに関すること。 12 学校教育関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
社会教育課	社会教育係	1 社会教育計画の立案に関すること。 2 教室、講座等の学習機会の提供に関すること。 3 社会教育関係団体の指導と助言に関すること。 4 社会教育に係る指導者の育成及び研修に関すること。 5 学習情報の収集及び提供に関すること。 6 学習相談に関すること。 7 社会教育委員に関すること。 8 生涯学習に係る行政全体の連絡調整に関すること。1 9 生涯学習センターに関すること。 10 国際交流に関すること。 11 <u>青少年問題についての総合施策の企画立案に関すること。</u> 12 <u>青少年の健全育成及び非行防止対策に関すること。</u> 13 <u>非行青少年の補導、相談、措置等に関すること。</u> 14 <u>関係団体との連絡調整に関すること。</u> 15 <u>青少年の調査及び統計に関すること。</u> 16 <u>勤労青少年ホームに関すること。</u> 17 <u>勤労者体育センターに関すること。</u> 18 <u>その他社会教育及び青少年に関すること。</u>	社会教育課	社会教育係	1 社会教育計画の立案に関すること。 2 教室、講座等の学習機会の提供に関すること。 3 社会教育関係団体の指導と助言に関すること。 4 社会教育に係る指導者の育成及び研修に関すること。 5 学習情報の収集及び提供に関すること。 6 学習相談に関すること。 7 社会教育委員に関すること。 8 生涯学習に係る行政全体の連絡調整に関すること。 9 生涯学習センターに関すること。 10 国際交流に関すること。 11 <u>その他社会教育に関すること。</u>
		1 <u>青少年問題についての総合施策の企画立案に関すること。</u> 2 <u>青少年の健全育成及び非行防止対策に関すること。</u> 3 <u>非行青少年の補導、相談、措置等に関すること。</u> 4 <u>関係団体との連絡調整に関すること。</u> 5 <u>青少年の調査及び統計に関すること。</u> 6 <u>勤労青少年ホームに関すること。</u> 7 <u>勤労者体育センターに関すること。</u> 8 <u>その他青少年に関すること。</u>	青少年対策係		1 <u>青少年問題についての総合施策の企画立案に関すること。</u> 2 <u>青少年の健全育成及び非行防止対策に関すること。</u> 3 <u>非行青少年の補導、相談、措置等に関すること。</u> 4 <u>関係団体との連絡調整に関すること。</u> 5 <u>青少年の調査及び統計に関すること。</u> 6 <u>勤労青少年ホームに関すること。</u> 7 <u>勤労者体育センターに関すること。</u> 8 <u>その他青少年に関すること。</u>
	文化振興係	1 芸術・文化鑑賞事業、講演会及び展示会に関すること。 2 生活文化の振興に関すること。 3 文化団体の指導育成に関すること。 4 文化振興に関する情報の提供及び調査研究に関すること。 5 その他各種文化事業の推進に関すること。		文化振興係	1 芸術・文化鑑賞事業、講演会及び展示会に関すること。 2 生活文化の振興に関すること。 3 文化団体の指導育成に関すること。 4 文化振興に関する情報の提供及び調査研究に関すること。 5 その他各種文化事業の推進に関すること。
	会館管理係	1 総合文化会館に関すること。 2 ふれあい会館に関すること。		会館管理係	1 総合文化会館に関すること。 2 ふれあい会館に関すること。 3 <u>児童館・放課後児童ひろばに関すること</u>
スポーツ振興	体育係	1 体育、スポーツ及びレクリエーションの普及、振興に関すること。	スポーツ振興	体育係	1 体育、スポーツ及びレクリエーションの普及、振興に関すること。

改正案

現行

室		2	体育施設の管理運営に関すること。
		3	体育指導委員等に関すること。
		4	体育団体に関すること。
		5	体育の調査研究及び統計に関すること。
		6	体育関係諸行事及び研修会等に関すること。
		7	スポーツ傷害保険に関すること。
		8	体力づくり運動に関すること。
		9	その他社会体育に関すること。
		乗馬普及係	
2	乗馬技術習得のための研修に関すること。		
3	乗馬関係団体の育成助長に関すること。		
4	町有馬の飼育管理に関すること。		
5	乗馬公園の管理、運営に関すること。		
合宿誘致推進室	合宿誘致推進係	1	文化・スポーツ合宿の誘致に関すること。
		2	その他文化・スポーツ合宿に関すること。

室		2	体育施設の管理運営に関すること。
		3	体育指導委員等に関すること。
		4	体育団体に関すること。
		5	体育の調査研究及び統計に関すること。
		6	体育関係諸行事及び研修会等に関すること。
		7	スポーツ傷害保険に関すること。
		8	体力づくり運動に関すること。
		9	その他社会体育に関すること。
		乗馬普及係	
2	乗馬技術習得のための研修に関すること。		
3	乗馬関係団体の育成助長に関すること。		
4	町有馬の飼育管理に関すること。		
5	乗馬公園の管理、運営に関すること。		

第3条 事務局に置く職員の職及び職務は次のとおりとする。

第3条 事務局に置く職員の職及び職務は次のとおりとする。

職	職務	
職員	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を監督する。
	館長	上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を監督する。
	所長	上司の命を受け、給食センターの事務を掌理し、所属職員を監督する。
	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。

職	職務	
事務吏員及び技術職員	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を監督する。
	館長	上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を監督する。
	所長	上司の命を受け、給食センターの事務を掌理し、所属職員を監督する。
	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。

2 分掌事務の都合により必要ある場合に事務局に置くことができる職員の職及び職務は次のとおりとする。

2 分掌事務の都合により必要ある場合に事務局に置くことができる職員の職及び職務は次のとおりとする。

職	職務	
職員	参事	上司の命を受け、課に属する特定の事務を掌理し、所属職員を監督する。
	指導参事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を掌理し、所属職員を監督する。
	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。
	副館長	館長を補佐し、館の事務を整理する。
	主幹	上司の命を受け、課に属する特定の事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
	主任	上司の命を受け、係に属する特定の事務をつかさどる。
	主任司書	上司の命を受け、専門的事務のうち特に困難な事務をつかさどる。
	主任技師	上司の命を受け、専門的事務のうち特に困難な事務をつかさどる。
	主任学芸員	上司の命を受け、専門的事務のうち特に困難な事務をつかさどる。
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導

職	職務	
事務吏員及び技術職員	参事	上司の命を受け、課に属する特定の事務を掌理し、所属職員を監督する。
	指導参事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を掌理し、所属職員を監督する。
	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。
	副館長	館長を補佐し、館の事務を整理する。
	主幹	上司の命を受け、課に属する特定の事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
	主任	上司の命を受け、係に属する特定の事務をつかさどる。
	主任司書	上司の命を受け、専門的事務のうち特に困難な事務をつかさどる。
	主任技師	上司の命を受け、専門的事務のうち特に困難な事務をつかさどる。
	主任学芸員	上司の命を受け、専門的事務のうち特に困難な事務をつかさどる。
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導

改正案			現行		
		に関する事務に従事する。			に関する事務に従事する。
	社会教育主事	上司の命を受け、生涯学習を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。		社会教育主事	上司の命を受け、生涯学習を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。
	体育指導主事	上司の命を受け、社会体育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。		体育指導主事	上司の命を受け、社会体育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。		主事	上司の命を受け、事務に従事する。
	司書	上司の命を受け、専門的な事務に従事する。		司書	上司の命を受け、専門的な事務に従事する。
	学芸員	上司の命を受け、博物館の専門的な事務に従事する。		学芸員	上司の命を受け、博物館の専門的な事務に従事する。
	技師	上司の命を受け、専門的な事務に従事する。		技師	上司の命を受け、専門的な事務に従事する。
	児童生徒相談員	上司の命を受け、相談業務、スクールソーシャルワーク、スクールカウンセリングに従事する。		その他の職員	主事補
その他の職員	主事補	上司の命を受け、事務の補助に従事する。		主事補	上司の命を受け、事務の補助に従事する。
	技師補	上司の命を受け、業務の補助に従事する。		技師補	上司の命を受け、業務の補助に従事する。
	司書補	上司の命を受け、図書館事務の補助に従事する。		司書補	上司の命を受け、図書館事務の補助に従事する。
	用務員	上司の命を受け、学校管理業務に従事する。		用務員	上司の命を受け、学校管理業務に従事する。
	事務生	上司の命を受け、事務の補助に従事する。		事務生	上司の命を受け、事務の補助に従事する。
<p>第4条 法第18条第8項に定める所掌事務に係る教育行政に関する相談事務を行う職員は、各課の係長とする。</p>			<p>第4条 法第18条第8項に定める所掌事務に係る教育行政に関する相談事務を行う職員は、各課の係長とする。</p>		

議案第10号

浦河町教育委員会事務局職員の任免について

令和2年3月31日付及び令和2年4月1日付浦河町教育委員会事務局職員の
任免を求めます。

令和2年3月26日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

記

○別紙のとおり